



# 長野県報

1月12日(木)  
平成29年  
(2017年)  
第2840号

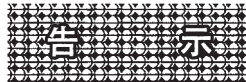
## 目次

### 告示

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（保健・疾病対策課）	1
都市計画事業の事業計画の変更認可（2件）（生活排水課）	2
宅地建物取引業法に基づく公開の聴聞（建築住宅課）	2
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）	2
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）	2

### 公告

大規模小売店舗立地法第6条第5項の規定による届出（産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室）	3
県営土地改良事業計画の策定及び縦覧（農地整備課）	3
農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画の認可（農村振興課）	3
土地改良区役員の就退任の届出（農地整備課）	4
土地改良事業の施行に伴う換地計画認可申請結果の決定及び縦覧（農地整備課）	5
開発行為に関する工事の完了（都市・まちづくり課）	5
正誤（産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室）	5



### 長野県告示第7号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

平成29年1月12日

長野県知事 阿部 守一

#### 精神通院医療

医療機関の名称	所在地	指定した年月日
サンロード調剤薬局南田店	駒ヶ根市南田10-15	平成29年1月1日
訪問看護ステーションあけみ野	松本市浅間温泉1-24-8	平成29年1月1日

保健・疾病対策課

## 長野県告示第8号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成29年1月12日

長野県知事 阿部 守一

- 1 施行者の名称  
大町市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
大町都市計画下水道事業 大町市公共下水道
- 3 事業施行期間  
平成7年7月2日から  
平成35年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし

生活排水課

## 長野県告示第9号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成29年1月12日

長野県知事 阿部 守一

- 1 施行者の名称  
松川村
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
池田都市計画下水道事業 松川村特定環境保全公共下水道
- 3 事業施行期間  
平成7年7月2日から  
平成35年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし

生活排水課

## 長野県告示第10号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）の規定に基づく行政処分について、同法第69条第1項及び同条第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行います。

平成29年1月12日

長野県知事 阿部 守一

- 1 日時  
平成29年1月25日（水） 午前10時30分
- 2 場所  
長野市大字南長野字幅下692番地2  
長野県庁 議会棟404号会議室
- 3 被聴聞者
  - (1) 商号  
日本電話電気長野株式会社
  - (2) 代表者氏名  
小出 政志
  - (3) 主たる事務所の所在地  
長野市川中島町御厨字児子石857番地3
  - (4) 免許証番号  
長野県知事（2）第5006号
  - (5) 免許年月日  
平成24年1月11日

建築住宅課

## 長野県長野建設事務所告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成29年1月26日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成29年1月12日

長野県長野建設事務所長 山岸 勸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小川長野線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延 長 km
長野市山田中字大林1894番地先から 長野市山田中字河後下2828番の2地 先まで	旧	5.7~14.7	0.1468
同 上	新	11.1~16.9	0.1468

道路管理課

## 長野県長野建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成29年1月26日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成29年1月12日

長野県長野建設事務所長 山岸 勸

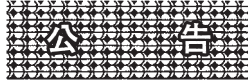
- 1 路線名 小川長野線
- 2 供用を開始する区間

長野市山田中字大林1894番地先から  
長野市山田中字河後下2828番の2地先まで

3 供用を開始する期日 平成29年1月12日

道路管理課

産業立地・経営支援課  
創業・サービス産業振興室



公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による届出があったので、同条第6項の規定により、次のとおり公告します。

平成29年1月12日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ケーヨーデイツー長野松岡店  
長野市松岡2-2476ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
オリックス株式会社  
代表執行役 井上 亮  
東京都港区浜松町2-4-1
- 3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が同法第3条第1項に定める基準面積以下となる日  
平成28年10月3日

公告

県営大池原東原地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求をすることができます。

また、この計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

平成29年1月12日

長野県知事 阿部 守一

- 1 縦覧に供する書類  
県営大池原東原地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
平成29年1月13日から2月9日まで
- 3 縦覧の場所  
東筑摩郡山形村役場

農地整備課

公告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成26年法律第101号）第18条第1項の規定により、次のとおり農用地利用配分計画を認可しました。

平成29年1月12日

長野県知事 阿部 守一

- 1 認可した農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
鈴木孝	佐久市常和2641-1	佐久市平賀字西堰上57
有限会社トップリバー	北佐久郡御代田町御代田3986-1	諏訪郡富士見町乙事字乙事沢5050-36ほか4筆
鈴木慎吾	諏訪郡富士見町落合3690-5	諏訪郡富士見町境字東原1269-1
鈴木このみ	諏訪郡富士見町落合3690-5	諏訪郡富士見町境字東原1270-1
株式会社やまやす中島農園	飯田市上郷黒田2152	飯田市上郷黒田3922ほか1筆
かぶちゃんファーム株式会社	飯田市川路7592-1	飯田市上久堅4302
信州エコテクス有限会社	飯田市桐林1899-1	飯田市桐林2104-1ほか3筆
高橋正明	飯田市下久堅下虎岩1750-9	飯田市下久堅下虎岩2061